社会福祉法人やまなし勤労会福祉会

定期巡回・随時対応型訪問介護看護ほほえみ　設備整備　訪問車両納入業務
一般競争入札参加者心得

（目的）

第1条　社会福祉法人やまなし勤労者福祉会（以下、「当法人」という。）定期巡回・随時対応型訪問介護看護ほほえみ設備整備において、当法人が行う一般競争入札に参加する者が守らなければならない事項は、この心得の定めるところによるものとする。

（競争入札参加資格）

第2条　競争入札に参加できる者は、契約担当者が当該入札の参加者として入札参加資格を有する者（以下「入札参加者」という。）とする。

2. 入札に参加する資格を有する者が、過去２年以内に契約の履行における入札等における不正があることがわかった場合、又、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生した時には、参加資格を取り消すことがある。

（入札の基本的事項）

第3条　入札参加者は、当法人から指示された仕様書、その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2. 資料に誤記または脱落があった場合において、当該誤記または脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記または、脱落を理由として契約の締結を拒み、または契約金額の増減を請求する事ができない。
3. 入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価格の１１０分の１００に相当する金額（自動車重量税、自賠責保険料、検査登録手続代行費用、リサイクル資金管理料、新規検査登録手数料、リサイクル預託金額計は別とする。）を入札書に記載するものとする
4. 予定価格は、公表しない。

（入札の辞退）

第4条　入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2. 辞退するときは
   （1）　入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
   （2）　入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
3. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の一般等に不利な扱いを受けない。

（入札）

第5条　入札参加者は、入札に必要な事項を記載し、代表者の記名捺印の上、封をして、あらかじめ入札公告において示した日時及び場所に提出しなければならない。

2. 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。
3. 基本的には、入札当日に指定場所へ来場しての応札とするが、やむを得ない事情がある場合は事前に担当者に相談した上で、郵送入札を認めるものとする。但しその場合、入札書類は入札日前日までに当法人担当者必着とする。

（入札書の書換等の禁止）
第6条　入札者はいかなる理由があっても、その提出した入札書の書換え、または撤回をすることはできない。

（開札）
第7条　開札は入札終了後、直ちに当該入札会場において入札者を立ち会わせて行う。

（入札書の無効）
第8条　次の各号の１に該当する入札は無効となる。
(1) 入札に参加する資格のない者がした入札
(2) 委任状を持参しない代理人がした入札書
(3) 記名、押印のない入札書
(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
(5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
(6) 明らかに協定によると認められる入札書
(7) 同人が入札した２通以上の入札書

（入札書の無効（失格））
第9条　次の各号の１に該当する入札は無効となる。
(1) 重大な不備があると認められる金額内訳書を提出した者が入札した入札書
(2) 虚偽の確認書類を提出した者が入札した入札書
(3) 入札公告に示す入札参加資格を満たさない者が入札した入札書
(4) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書

（落札者）
第10条 予定価格以下で申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（入札回数）
第11条 入札は1回のみとする。この場合において、最低価格を入札したものと協議することができるものとする。

（くじによる落札者の決定）
第12条 落札者となるべき同価の入札をした者が２社以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

（契約書の作成）
第13条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた後、契約書を作成し、記名、捺印の上、仕様書、見積明細書とともに提出する。

（案件への着手）
第14条 契約者は、契約後、直ちに設備整備に着手し、指定の期日までに納品しなければならない。

（異議の申立）
第15条 入札参加者は、入札後、この心得・仕様書・現場等について不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

以上